

大学体育科目における「生涯スポーツ」を考える

－概念と理念の立場から－

永松 昌樹

Masaki Nagamatsu: A study of lifelong sport curriculum for university students

－ Reconsideration of the concept and philosophy －

I. わが国におけるスポーツの概念

現在、スポーツに関わる新法「スポーツ基本法」の検討が進められている。文部科学省は「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」(平成22年8月26日文部科学大臣決定)と題した文書を公開し、スポーツ立国戦略実現のための国の体制整備と今後の進め方を示している。この中でわが国の今後のスポーツ振興について、「スポーツ界の自主性」という言葉を用いつつ、“外圧や保護や指図などをかりず、スポーツ界が独自に判断し、持ち合わせたスポーツ界の発揮する能力を国は尊重し、スポーツ振興を支える民間のスポーツ団体・関係者等との健全なパートナーシップの下、連携・協働して日本のスポーツ振興に取り組む”と記した。

同時に国が記したスポーツ立国を進めるために、国はスポーツ界を統括している団体である財団法人・日本体育協会、JOC(財団法人・日本オリンピック委員会)をはじめとするスポーツ団体のスポーツ振興に向けた“主体的な取り組みを期待する”とし、1)スポーツ振興財源の効率的な活用、2)国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方、3)スポーツ基本法などの関連法制の整備に取り組むと述べている。そして、さらなる具体的な今後の進め方として、国は「スポーツ基本法」等の検討に取り組み、短期的に実現すべき施策については、財政運営戦略を踏まえた平成23年度の概算要求や、スポーツ振興くじ・ス

ポーツ振興基金の助成内容に反映させ、中長期的に取り組むべき施策については、新・スポーツ振興基本計画において具体的な実施計画を示すとした。2000年に公開されたスポーツ振興計画は2010年を目途に具体的な数値目標が定められたが、その設定の根拠に曖昧さが見え隠れし、新・スポーツ振興計画の策定に際して大きな見直しの作業は不可欠であると言わざるを得ないが、それを行うと明言したのだ。

そもそもわが国におけるスポーツとは何であろうか。以下に示す法令等にその目的と考えられる部分に下線を付してみた。現行のスポーツ振興法(1961年発布)では、「『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」(スポーツ振興法第2条)と定義され、そのスポーツを振興する目的は、「…国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与すること…。」(スポーツ振興法第1条)とある。日常において生活の中へスポーツを取り入れることにより、健やかな育ちを保障し楽しい日々を過ごすことのできる社会づくりを目指すことをスポーツ振興の目標としている。さらに日本国憲法第25条が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(2)国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定め、幸福追求権を定めた憲法第13条や学習権を示した憲法第26条とと

もにこのスポーツ振興法を支える根拠となっている^{1)、2)}。わが国において、スポーツに触れ、親しみ、興じる段階を概観する場合に、最も重要な場所となる学校体育にスポーツと教育、スポーツと学習の形式をみることができる。以下では、学習指導要領の中で“生涯スポーツ”がどのように考えられているのかを確かめたい。

II. 学習指導要領にみる生涯スポーツとは？

多くの日本人がスポーツらしきものを体験する最初の場所は学校であるが、現在、小学校で体育が、中学校や高等学校で保健体育が必修科目となっている拠り所も、前述の日本国憲法第25条にある。さらには学習権を示した憲法第26条を法的根拠とした教育基本法の第1条にある教育の目的に示され「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」に続き、学校教育法へと連なる。学校教育法の規定に沿って学校教育法施行規則が作成されている。学校教育法施行規則に定められた学習指導要領によって国の教育基準が示され、「体育」も「保健体育」も教育職員免許法と教育職員免許法施行規則に則った免許状を有する教諭によって授業が展開されている。学習指導要領は平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が公示され、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領と特別支援学校の学習指導要領も公示されている。今年度より新しい学習指導要領を段階的に適用され始めている。

1. 生涯スポーツの実践を意識した旧学習指導要領

現在、本学の開講する「生涯スポーツ1・2」を受講する学生たちは旧学習指導要領に準ずる教育体制の中で学んだ者たちである。したがって、どのような目的のもとで体育・保健体育を学習してきたのかを知ることも、生涯スポーツ科目を再考する上で大切なプロセスであると言えよう。

旧小学校学習指導要領では、体育の目標を「心

と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」と明示しており、学校での体育の授業はこれに従って展開されることとなる。同様に中学校学習指導要領・保健体育では「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ための保健体育が目標となっており、特に「体育」分野では「(1)各種の運動の合理的な実践を通して、課題を解決するなどにより運動の楽しさや喜びを味わうとともに運動技能を高めることができるようにし、生活を明るく健全にする態度を育てる。(2)各種の運動を適切に行うことによって、自己の体の変化に気づき体の調子を整えるとともに、体力の向上を図り、たくましい心身を育てる。(3)運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度や、進んで規則を守り互いに協力して責任を果たすなどの態度を育てる。また、健康・安全に留意して運動をすることができる態度を育てる。」としている。そして高等学校では「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ための保健体育が目標とされ、特に高校での「体育」については「各種の運動の合理的な実践を通して、運動技能を高め運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにするとともに、体の調子を整え、体力の向上を図り、公正、協力、責任などの態度を育て、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育てる」ことが求められてきた。

大学体育科目における「生涯スポーツ」を考える

2. 生涯学習を意識したスポーツライフ形成を目指す新学習指導要領

体育・保健体育科に関する新しい学習指導要領の改訂は、小学校体育科の目標を「心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。」としている。中学校保健体育科の目標を「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」とした。この改訂により義務教育段階における体育と保健体育科の目標の関連性を強調し、その重要性を示したといえよう。

学校教育法第50条（高等学校設置の目的）は「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」と規定したことを踏まえて、高度な普通教育としての保健体育科の目標を中学校保健体育科の目標をより発展させて示し、「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。」としている。

生涯にわたって健康を保持しつつその増強も進め、豊かなスポーツライフを実現することを目指す。そのためには生活に根差した生涯にわたる学習の継続が不可欠である。目標の改訂の要点として、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成」、「健康の保持増進のための実践力の育成」、「体力の向上」の3つの具体的な目標が相互に密接に関連していることを強調し、そのことが保健体育科の重要なねらいであるとして、スポーツや身体活動に興味や関心を持

ち続けることのできるライフスタイルの形成、つまりは、生涯スポーツが体育や保健体育といった教科として終わるのではなく、生涯学習の対象となりえることを意図しているように思える。

「体育」の目標については、小学校から高等学校までの12年間を見通した体系化の最終段階となることから中学校までの学習の成果を踏まえ、少なくとも一つの運動やスポーツの特性や魅力に深く触れることができるようにすることを求め、以下の4つを示した。

- ①運動の合理的、計画的な実践を通して知識を深めるとともに技能を高め運動の楽しさや喜びを深く味わうことができる。
- ②自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育てる。
- ③公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保できる。
- ④生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

学校教育下における身体活動の中心が、教員による指導のもとで繰り返される授業としての「体育」であるわが国の国民性から考えて、学習指導要領に依らずに展開される大学体育の重要性とは、高等学校までの体育の目標である“生涯にわたって運動に親しむ資質と能力”をより一層、向上させ、“明るく豊かで活力ある生活を営む態度”の具現化にあることは確かであるが、さらに踏み込んだ大学体育が目指すべき方向性を2010年6月30日に、(社)全国大学体育連合、(社)日本体育学会、(社)日本女子体育連盟、日本体力医学会、全国体育系大学学長・学部長会、日本教育大学協会保健体育・保健研究部門の6つの体育系学術団体が「21世紀の高等教育と保健体育・スポーツ－活気と親しみにあふれるキャンパスと社会を構築するために－」と題した報告書の中で提言している。この提言を本学の「生涯スポーツ」科目に照らすことで、一程度の評価が出来そうである。長文であるが以下に引用してみたい。

21世紀の高等教育と保健体育・スポーツ
—活気と親しみにあふれるキャンパスと
社会を構築するために—

1 学生の健康・体力を維持・向上させ、活力ある家庭や社会を築く能力を育成する。

大学生の体力は依然として低く、生活習慣は中高生と比べると望ましくない状態にある。昨今の調査によると大学生の朝食欠食率は高く、脂質摂取が過剰で、睡眠不足状態である。また、半数以上がストレスを強く感じており、自殺率も増加している。このような状態は休退学や卒後の離職率とも関連しているとの指摘がある。

大学体育の授業を通して身体運動と健康の重要性を学生に十分に理解させ実践させることは、大学生生活を健康で有意義に過ごすための一助となるだけでなく、卒業後の人生を豊かにし、健康で活力ある家庭や社会を築く上でも欠かすことのできない重要なことである。

2 大学における保健体育の教育効果を再認識する。

正課体育に係る教員の指導能力が向上するとともに、授業研究と教材開発がすすみ、講義における双方向授業（ディスカッションやインタビュー課題）、実技や演習における行動変容技法の導入など様々な工夫により、以下のような教育効果が実証されている。

1) 身体面での効果

週1回の体育実技授業でも筋力や持久力などの体力が顕著に向上し、体脂肪率が減少する。

2) 精神面での効果

身体運動には不安低減効果や抗うつ効果、ストレス解消効果があり、体育授業でも同様の効果が得られる。

3) 社会性・コミュニケーション面での効果

近年、他者とのコミュニケーションスキルの低い学生が増えており、問題を抱えている学生もいる。体育の授業が人間関係を促進し、自己効力感を高め、授業でのスポーツ経験がコミュニケーションスキルを含む社会的スキルを向上させてい

る。

3 スポーツ権を尊重し、スポーツ文化の創造に寄与する。

大学は、以下に述べる体育・スポーツに関する人類のかつ全世界的な課題、理念及び目標の意味と重要性を認識し、有効なプログラムを積極的に開発し、人間の身体面からの幸福を追求する社会の発展に寄与していくべきである。「体育およびスポーツに関する国際憲章」(UNESCO)では、「体育およびスポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠な要素を構成しており、身体活動の継続とスポーツの実践がグローバルで民主化された教育によって生涯を通じて保障されなければならないこと」(第2条)を定めている。したがって、高等教育機関においても、体育・スポーツ・身体活動が実践される機会が保障されるべきであり、さらに身体とスポーツに関する文化的社会的課題に対して積極的に教養教育を開発し提供していく義務がある。

また、教育基本法は、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」(第1条)として、幅広い知識と教養を身につけ、健やかな身体を養うことを教育の目標に掲げている。また、大学に対しては、学術の中心として、高い教養を培うとともに、これらの成果を広く社会に提供することを求めている。

4 学位授与の方針と「学士力」に心身の健康を位置づける。

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」では、個々の大学が学位授与の方針を策定するときの参考として「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を提示した。しかし、この参考指針には、教養教育の目的である「幅広く深い教養」「総合的判断力」「豊かな人間性」のうち、「豊かな人間性」が欠落している。そこで、各大学で学位授与の方針を策定するにはこの点を十分に考慮し、ス

大学体育科目における「生涯スポーツ」を考える

スポーツや文化を享受する態度を養い、健やかな生活や社会を築く知識・技術を学ぶことを学位授与の方針に盛り込むべきである。

高等教育機関では次世代のわが国を支え、さらに教養や文化の伝承する能力を鍛える役割が期待される。スポーツ振興基本計画の中で示されている“生涯スポーツ社会の実現”とは、その社会が持続されなければ意味がない。学士力には社会に貢献するための能力が求められているが、スポーツの実践力だけではなくスポーツをいかにして継続するか、そのための知識と能力をも持ち合わせる必要があるであろう。この意味にあっても大学体育の責務は大きい。

Ⅲ. 大学での体育科目の履修回避はなぜ起きるのか？—制度について考える—

本学の健康スポーツ教育は、3つの科目で展開されている。「健康とスポーツの科学」、「心と体の健康」、そして「生涯スポーツ」が開講されており、健康スポーツの目標は、生涯スポーツ開講に合わせて学生配布されるガイドブックの中に記されている。

- ① 生涯にわたる健康管理や、健康・体力の回復・維持・増進を図るための素養を高める。
- ② 身体運動・スポーツ活動の中で、「新しい動きの体験」を享受することにより、運動する喜びとともに共生する喜びを体得する。
- ③ 身体運動・スポーツ活動に関する科学的「知」を動くことによって実感し、探究する。
- ④ 身体運動・スポーツ活動をすることによって得られる集約的な身体の「知」を体得し、生涯スポーツ活動の素養を養う。

大学での健康スポーツの目的を、「自己のライフステージや心身の状態に適した身体運動やスポーツを生活の中に積極的に取り入れ、人々との交流を通じて、豊かなライフスタイルを形成できる能力を身につけることである。」と明示している。つまり、上記の3つの科目の中で、健康スポーツ教育を体現化しようと試みているのであ

る。さらに、先に示した“21世紀の高等教育と保健体育・スポーツ—活気と親しみにあふれるキャンパスと社会を構築するために—”に記された「学生の健康・体力を維持・向上させ、活力ある家庭や社会を築く能力を育成する」、「大学における保健体育の教育効果を再認識する」、「スポーツ権を尊重し、スポーツ文化の創造に寄与する」、「学位授与の方針と『学士力』に心身の健康を位置づける」という機能を含むことが求められる。アンチ・エイジングセンターと連携した調査研究、フィットネス・チェックを活用した学生への体力と生活習慣に関するフィードバックなどは、その具体的な取り組みとしてあげることができよう。

「生涯スポーツ」科目は教職課程の履修要件として不可欠な「体育実技」科目として必須の科目であるが、春から夏の前期に開講されている「生涯スポーツ1」では、20種類ほどのスポーツ・運動教材を用いて、体力・運動能力の向上とその方法、健康の意義と保持増進とその方法など、体育・スポーツの専門的知識と運動技術・技能の基礎・基本の習得を、秋から冬に開講される「生涯スポーツ2」では、「生涯スポーツ1」と同様に体育・スポーツの専門的知識、そして「生涯スポーツ1」よりも高度で詳細な運動技術・技能の応用・発展の習得を目指す授業として開かれている。

大学等の高等教育機関における体育は、一般的に教養教育の一つという位置づけと、教職免許状の取得に関わる科目として設置されている「体育」といった必須科目としての立場が存在している。実技としての色彩が濃いために科目の単位が「1」としてカウントされることから、学内の実情、つまり1学年間や半期間での履修制限単位数に応じて、実技と講義を組み合わせた「演習」形態をとりながら、単位数「2」としている大学もある。しかしながら、その場合にあっても教職課程の単位数は体育実技「2」として1科目で認められずに、「4」単位、つまり、2科目以上の履修が求められるケースがある。

本学でも、学部による対応が様々であるため

に、生涯スポーツへの履修希望者が、教務指導の影響から履修を回避してしまうことが懸念される。「1」単位の科目が存在しているにもかかわらず、履修制限を偶数としていることは、「1」単位科目の切り捨てに繋がりがかねない。実際に「生涯スポーツ」の履修相談に訪れる学生の中で、これを理由にあげて履修を見合わせるケースがあった。

IV. 「生涯スポーツ」概念の再考からカリキュラム開発と創造へ

“生涯スポーツ”の定義は平澤・糸野(1979)³⁾、糸野(1985)⁴⁾、山口(1989)⁵⁾、厨(1997)⁶⁾、野川・川西(2001)⁷⁾が記している。平澤と糸野は「生涯の各時期、各分野において必要に応じて、いつでも学べるような多様なスポーツ活動の学習機会の保障と環境整備を意味する」とし、糸野は6年後に「個人的には、生涯にわたって行われるスポーツの存在形態を意味し、社会的には、人々が、その生涯の各時期において、また生活の各分野において、必要に応じて、いつでも行えるような多様なスポーツプログラムの提供およびそのための文化的環境を整備することを意味する」とした。この論は、1988年に文部省が体育局再編した際に設置された生涯スポーツ課の分掌事務にも反映されているようだ。

山口は、「生涯にわたって自分自身のライフスタイルにあった運動・スポーツを継続して楽しむこと」(1989)、さらに「生涯にわたって自分自身のライフサイクルに適したスポーツを楽しみながら継続的に実施すること」(1990)としたが、野川と川西はこの山口の生涯スポーツの定義を支持しながら「生涯にわたる各ライフステージにおいて、生活の質(QOL)が向上するように自分自身のライフスタイルに適した運動・スポーツを継続して楽しむこと」としている。

これらの論について、山本(1997)⁸⁾は「生涯スポーツの意味再考—現代社会とスポーツの可能性—」の中で、「政策論が生涯スポーツ論の中心的関心事となっている」と批評した。そして生涯

スポーツを論じる場合、その目標を明確にすべきであるとし、それは「個人の自己成長、自己実現」と「地域文化の創造」という生涯学習の目標を準えて考えるという立場から、硬直化と惰性化した社会や文化への批判と新たな文化創造の可能性を含めたものでなければならないと論じている。この考え方は永島(1988)⁹⁾が生涯スポーツの考え方として、自己実現の場であり、身体それ自身の表現形式としての空間であることを、ポール・ラングランと真木悠介によるスポーツ論の記述を示しながら説明した内容をさらに深めたようにとらえることができそうだ。

島崎(1988)¹⁰⁾は、時系列的な連なりとしての生涯スポーツと空間的な広がりとしてのみんなのスポーツを融合することこそが真の生涯スポーツであるとし、「多様異質なる個人的・社会的特有を有するすべての一人ひとりが、各自あるいは共同し、生涯にわたって主体的にスポーツ環境に働きかけつつ、スポーツ経験を自立的に改造享受する文化的行動過程の総体」と評し、“ライフ・ロング・スポーツ・フォア・オール”を提唱した。島崎の主張には社会とスポーツの関係性について、工業社会から脱工業化社会への変化の内実にある「仕事至上の生活観から真のレジャー(非義務的・自由裁量活動)重視の生活観」、「物質的価値優先からヒューマニティーや文化価値重視へのバリューシステムの転換」が背景にある。

佐伯(1995)¹¹⁾は学校体育授業辞典の中で「生涯スポーツとは生涯を通じてスポーツに親しむこと」と記し、「幼児～高齢者に至るそれぞれのライフステージにおいて意味を有するスポーツを考えること」、「生活と人生を充実し、生涯にわたる人間的成長に向けた自己開発的レジャーとしてのスポーツの意味をとらえること」という2つの視点が重要であると述べている。これは、島崎の主張にも通じる面が多く、生涯スポーツを振興する上で、特に「個」としてヒトがスポーツに接する部分に焦点を絞り込んでおり、その不可欠な要素を端的に表していると言えよう。

池田(2000)¹²⁾は第2回日本生涯スポーツ学会大会の基調講演を「みんなのスポーツから個のス

大学体育科目における「生涯スポーツ」を考える

スポーツの時代への変化」というテーマで行ったが、とても興味深い原稿を遺している。政策論として進められてきた「みんなのスポーツ」は、スポーツ・フォア・オール (Sport for All) であったが、わが国がこれから進めるべき生涯スポーツ振興のムーブメントは、スポーツ・フォア・エブリワン (Sport for Everyone) だというのが、国民を全体としてとらえ、その集合体を意味する All は“すべての人々”となるが、各個体に主眼を置き“どの人々もそれぞれ”と意味したい場合は Everyone が妥当だという主張である。近年のスポーツ人口動向を引用して、「スポーツクラブに入らずとも、自分で手軽に、自分の能力や自分の時間の都合に応じて行うことができる」スポーツが世界的にも実施頻度が高いことを示した。

ここまで概観した通り、生涯スポーツを語る時、それは社会とスポーツ、さらには個人とスポーツの関係づくりについて考えることが要求されるのである。前述したように、小学校・体育から高等学校・保健体育での学習課程が目指すところに「生涯学習」の対象としてのスポーツがあるが、その実践的な活動が試行される一つの空間として、学生の立場から考えると、大学における体育が存在していると思われる。それは高い競技性の追求である体育会活動であったり、親睦を目的とするサークル活動であったり、そして実技科目としての「体育」、本学での「生涯スポーツ」であるように見えるかもしれない。しかしながら、開講科目として「生涯スポーツ」を設置している意味は、その実践力に関しての評価を伴い、その責任を負うこととなる。本学における「生涯スポーツ」科目は、学生へ向けて配布されるガイドブックに記されている“身体運動・スポーツ活動をすることによって得られる集約的な身体の「知」を体得し、生涯スポーツ活動の素養を養う”ための授業展開を進めることが肝要であろう。

「生涯スポーツ」ではフィットネス・チェックと題して体力テストを実施し、その評価と身体運動に関わる生活上の課題をそれぞれの受講生へフィードバックがなされているが、受講生自身がどの程度、そのフィードバックを生活に反映して

いるのかについて追跡的な検討を進めてみるのが望まれる。また、長年にわたって蓄積された本学の学生データの分析が行われることによって、本学の学生にみるスポーツ行動の特徴を明らかにすることによって「生涯スポーツ」カリキュラムの見直しを行うための資料として活用できる。佐伯が示した“生涯にわたってスポーツに親しむこと”こそ、生涯スポーツであるとするならば、本学での開講されている「生涯スポーツ」はその実践性を追求する科目であり、まさにそれは、“明るく豊かで活力ある生活を営む態度”の具現化であり、その様子が受講時に限られるものではないだろう。

本学での「生涯スポーツ」科目が目指す、“生涯にわたる健康管理や、健康・体力の回復・維持・増進を図るための素養を高め、身体運動・スポーツ活動の中で、「新しい動きの体験」を享受することにより、運動する喜びとともに共生する喜びを体得し、身体運動・スポーツ活動に関する科学的「知」を動くことによって実感し、探究する。そして、それらを統合しつつ、身体運動・スポーツ活動をすることによって得られる集約的な身体の「知」を体得し、生涯スポーツ活動の素養を養う”という流れは大変理解しやすい。学生の履修を促すための手立てとしては、より受講しやすい仕組みを作りあげること、魅力ある教材を用意することなどを継続的に検討していくことが必要であり、「生涯スポーツ」を担当する教員自身に“生涯にわたってスポーツに学ぶ”姿勢を大切にしなければならないと改めて感じる¹³⁾。

V. 参考文献

- 1) 濱野吉生 (1992): スポーツ権と第三者効力、早稲田大学人間科学研究 5(1), p.71-80, 1992-03-25, 早稲田大学
- 2) 新保淳 (1993): スポーツ権存立の可能性に関する研究、静岡大学教育学部研究報告、人文・社会科学篇、43, p. 79-89, 1993-03-25, 静岡大学
- 3) 平澤薫、糸野豊 (1979): 「生涯スポーツ

- 幼児・児童・成人・高齢者のために—、
p.13-22, プレスギムナスカ
- 4) 糸野豊 (1985): 「みんなのスポーツ Q&A
—指導者のための基礎的知識 100 題—」、
1985-4-20, 不味堂出版
- 5) 山口泰雄 (1989): 生涯スポーツの考え方と
理論的枠組み、「生涯スポーツの理論とプログ
ラム」、p.3-16, 1989-3-25, 鹿屋体育大学
- 6) 厨義弘 (1997): わが国における生涯スポー
ツの展開と地域における振興の条件、厨義弘監
修、大谷善博・三本松正敏編「生涯スポーツの
社会学」、p. iii -xvi, 1997-6-7, 学術図書出版社
- 7) 野川春夫 (2002): 生涯スポーツの歴史と定
義、川西正志・野川春夫編「生涯スポーツ実践
論」、p.1-3, 2002-10-12, 市村出版
- 8) 山本教人 (1997): 生涯スポーツの意味再考
—現代社会とスポーツの可能性—、厨義弘監
修、大谷善博・三本松正敏編「生涯スポーツの
社会学」、p.34-41, 1997-6-7, 学術図書出版社
- 9) 永島惇正 (1988): 自己実現の場、身体それ
自身の表現形式としての生涯スポーツの考え
方、文部省体育局「健康と体力—生涯スポー
ツのすすめ—」3月号臨時増刊、第21巻4号、
通巻258号、p.14-23, 1988-3-20, 第一法規出版
社
- 10) 島崎仁 (1988): スポーツ・フォア・オール
(Sport for All)、森川貞夫・佐伯聰夫編「ス
ポーツ社会学講義」、p.258-262, 1988-3-17, 大修
館書店
- 11) 佐伯聰夫 (1995): 生涯スポーツ、宇土正彦
監修、阪田尚彦・高橋健夫・細江文利編集「学
校体育授業辞典」、p.35, 1995-7-10, 大修館書店
- 12) 池田勝 (2000): 生涯スポーツの現在・未
来、池田勝編著「生涯スポーツの社会経済学」、
p.2-19, 2002-11-3, 杏林書院
- 13) 近畿大学健康スポーツ教育センター
(2010): 特集・私と大学体育、「近畿大学健康
スポーツ教育センター研究紀要」第9巻第1
号、p.3-25, 近畿大学健康スポーツ教育センター

平成22年10月23日受付

平成23年1月26日受理